

医療保険HCI 主な免責事項

注) 本リストは参考訳です。英語版と理解上の差異があった場合には英語版を優先致します。

項目4 主な免責事項

以下に記載する事由及び症状は、受診費用含め補償対象外となります。

No.	
1	核燃料や核廃棄物からの放射能汚染による傷害疾病。
2	核兵器などからの有害廃棄物による傷害疾病。
3	戦争や紛争などの軍事的行動により生じた傷害疾病。
4	暴動、反乱、革命等による傷害疾病。
5	自殺、自傷行為、故意に危険に関わったことによる傷害死亡（人命救助を目的とした場合は除く）
6	被保険者の違反行為・犯罪により発生した傷害疾病。
7	プロスポーツの大会や練習、また喧嘩や危険行為によるもの。
8	軍事演習や戦闘に参加したことによる怪我や病気。
9	許可されていない薬剤の費用や、それを使用したことで引き起こされる傷害疾病。
10	アルコール依存症や薬物依存症およびその他の依存症や、その影響により生じた傷害疾病。
11	保険会社より事前に同意のあったもの以外の既往症、ならびに先天性の病気（初年度のみ）
12	先天的または遺伝性による障害や病気に関する治療。
13	特別疾患* は、加入最初の1年間は補償対象外となります。保険期間で途中加入した被保険者に対しても、その被保険者が加入した日から1年間は補償対象外です。
14	（保険契約に定められた自宅看護を除く）自宅看養・自宅治療及び健康診断等。 また、湯治や自然療法による治療。
15	身体検査や定期健康診断・予防接種等、各種予防処置。
16	睡眠時の呼吸障害、疲労、ストレスなどの治療。
17	精索静脈瘤、インポテンツ、またそれから波及する症状に対する検査・治療。
18	割礼や危険な宗教行為・儀式により生じた傷害疾病。
19	透析などの慢性的な腎不全に対する治療。ただし、他の治療に関連して手術前、術後に必要とされた透析はその対象とならないことがあります。
20	妊娠・出産・流産に関する治療費（ただし、転倒や交通事故などによる流産は除く）
21	不妊治療に関する費用および妊娠合併症に関する費用。
22	肥満による体重改善治療及び審美を目的とした痩身・整形その他美容施術等。
23	人工器官や義手、歯科矯正、聴覚/視覚の補助具（水晶体含む）、松葉づえ、車椅子など、その他の機器の提供、維持、取り付け費用。
24	視力検査、聴力検査、またそれらを矯正するための手術及び諸経費。
25	整形外科手術、リハビリ治療（但し、事故による入院治療、及び手術時に使用する椎間板の副木・外科用骨ボルトに対しては10%補償対象とする。）
26	社員採用並びに旅行・渡航を目的とした各種検査、健康診断費用。
27	治療に関係のない、テレビ、電話、新聞、ラジオ、訪問者の食事などの費用
28	臓器の取得に関わる費用やドナーに対する諸経費。
29	慢性痛や末期症状の痛みの緩和に対する治療。
30	先天性または遺伝による奇形外科手術及び治療費。
31	こどもの発達の遅れや学習障害に関する診断費用・治療等。

32	指圧、カイロプラクティックなどの代替医療。
33	以下に関する検査や治療。
	a. HIVやAIDS等の感染症や血清陽性。
	b. そのような感染症や症候群から生じる病気。
	c. その他性感染症
34	性転換手術またそれに関連する受診及び医療行為。
35	精神疾患に関する治療。
36	保険契約期間中に連続して180日以上ベトナムを離れる場合。
37	事故による緊急歯科治療を除く、歯科治療や口腔手術費用。
38	事故以外の外来治療。(オプション”病気による外来受診”をご契約の場合はオプション契約内容に応じ補償いたします)
39	16歳未満の子どもの発育に関する診断・治療。ただし、被保険者が入院しなければならない場合を除く。
40	生化学的な検査結果に対する治療。例えば高脂質、高肝酵素、低血カルシウムなど。
41	就業先・従事業務を原因とする病気。(職業病)
42	自然災害、不可抗力、パンデミックに起因する死亡傷害疾病。
43	補償対象地域外での受診・治療。
44	原因不明の死亡

(*) 項目13 <特別な病気> :

ガンおよびあらゆる種類の腫瘍、高血圧、低血圧、心臓および血管の病気、胃潰瘍または胃炎(慢性、急性を問わず)、多発関節炎、肝炎、子宮内膜炎、痔、結石、胆石、白内障、静脈洞炎、糖尿病、造血システム上の疾病、血液透析、変性疾患、椎間板ヘルニア、臓器不全、ホルモン欠乏症、パーキンソン病、アルツハイマー病。